

第2回 母性保護に係る専門家会合 議事次第

平成17年5月27日（金）

10:00～

於：厚生労働省専用第16会議室

【議 題】

- 1 女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務について
- 2 産前産後休業について

【資 料】

- 1 現行の女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務に関する法制度について
- 2 各国及び日本の危険有害業務に係る規制の状況
- 3 EUにおける母性保護（危険有害業務）について
- 4 有害物質の女性労働基準規則における規制と各種勧告値との比較
- 5 国連勧告に基づく化学物質の危険有害性の程度等の分類について
- 6 現行の産前産後休業に関する法制度について
- 7 妊娠期間別出生数
- 8 産前産後休業に係るこれまでの議論（過去の専門家会議報告書）
 - （1）母性保護に係る専門家会議報告書（平成8年10月）
 - （2）医学的・専門的観点からみた女子の危険有害業務の就業制限に関する研究会報告書（昭和60年9月）
- 9 各国及び日本の産前産後休業の制度の状況

(表1)

妊産婦等の就業制限の業務の範囲

×…女性を就かせてはならない業務
 △…女性が申し出た場合就かせてはならない業務
 ○…女性を就かせてもさしつかえない業務

女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容			女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容					
	妊婦	産婦	その他の女性		妊婦	産婦	その他の女性			
1号 重量物を取り扱う業務 (表2参照)	×	×	×	12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○			
2号 ボイラーの取扱いの業務	×	△	○	13号 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務	×	○	○			
3号 ボイラーの溶接の業務	×	△	○							
4号 つり上荷重が5トン以上のクレーン、デリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○	14号 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○			
5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○	15号 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)	×	△	○			
6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○	16号 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○			
				17号 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務				×	△	○
7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○	18号 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	×	×	×			
8号 直径が25センチメートル以上の丸のご盤(横切用丸のご盤及び自動送り装置を有する丸のご盤を除く。)又はのご車の直径が75センチメートル以上の帯のご盤(自動送り装置を有する帯のご盤を除く。)に木材を送給する業務	×	△	○	19号 多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○			
				20号 著しく暑熱な場所における業務				×	△	○
				21号 多量の低温物体を取り扱う業務				×	△	○
9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○	22号 著しく寒冷な場所における業務	×	△	○			
10号 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○	23号 異常気圧下における業務	×	△	○			
				24号 さく岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務				×	×	○
11号 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8ミリメートル以上の鋼板加工の業務	×	△	○							

(表2)

下の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重量 (単位: kg)	
	断続作業	継続作業
満16歳未満	12	8
満16歳以上満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

労働基準法（昭和二二年法律第四九号）（抄）

（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）

第六十四条の三 使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができるとができる。

3 前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

女性労働基準規則（昭和六一年労働省令第三号）（抄）

（妊産婦の就業制限の業務の範囲等）

第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年齢	重量（単位 キログラム）	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満十六歳未満	十二	八
満十六歳以上 満十八歳未満	二十五	十五
満十八歳以上	三十	二十

二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務

三 ボイラーの溶接の業務

四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

五 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における

補助作業の業務を除く。）

- 七 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
- 八 直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横切丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務
- 九 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
- 十 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務
- 十一 動力により駆動されるプレス機械、シャワー等を用いて行う厚さが八ミリメートル以上の鋼板加工の業務
- 十二 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務
- 十三 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務
- 十四 高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
- 十五 足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）
- 十六 胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務
- 十七 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の

搬出の業務

- 十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
 - 十九 多量の高熱物体を取り扱う業務
 - 二十 著しく暑熱な場所における業務
 - 二十一 多量の低温物体を取り扱う業務
 - 二十二 著しく寒冷な場所における業務
 - 二十三 異常気圧下における業務
 - 二十四 さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- 1 法第六十四条の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。ただし、同項第二号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる業務については、産後一年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。
- 第三条 法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。

各国及び日本の危険有害業務に係る規制の状況

	ILO条約(第183号)	イギリス	ドイツ	フランス	EU	日本
	妊産婦一律就業禁止タイプ	リスク評価タイプ	妊産婦一律就業禁止タイプ	女性一般一律就業禁止タイプ	妊産婦リスク評価+就業強制禁止タイプ	女性一般一律就業禁止タイプ
危険有害業務一般	妊産婦について、母又は子の健康に有害な業務に就くことを強制されないことを保障	母性に関するリスク評価を行い、これが明らかになった場合、リスクを回避するために必要な措置を講じる	妊産婦について、過酷な肉体労働等一定の業務の就業を禁止	女性一般について、体力の限界を超える等の一定の業務の就業を禁止 (さらに妊産婦について一定の就業制限あり)	妊産婦について、リスクがあると考えられる業務について、評価を行い、これが明らかになった場合は業務転換等の措置を講じる	女性一般について、妊娠、出産に係る機能に有害である一定の業務の就業を禁止 (さらに妊産婦について一定の就業制限あり)
重量物	(勧告において、重量物取扱い業務を妊産婦に有害な業務の一つとして挙げている)		妊産婦について、一定重量以上の重量物を取り扱う業務の就業を禁止	女性一般について、一定重量以上の重量物を取扱い業務の就業を禁止 (取扱いの形態により、制限重量は異なる)		女性一般について、一定重量以上の重量物を取り扱う業務の就業を禁止 継続作業 20キロ 断続作業 30キロ
有害物質	(勧告において、有害物質にさらされる業務を妊産婦に有害な業務の一つとして挙げている)		妊産婦について、鉛等にさらされる業務の就業を禁止	女性一般について、一定の有害物質にさらされる業務の就業を禁止	妊産婦について、鉛等にさらされる業務に就くことを強制されない	女性一般について、一定の有害物質が発散する場所での就業を禁止
備考	2000年採択の条約			改正の動向把握できず		昭和22年以来の規制